

論説

検索結果の削除と忘れられる権利

——最決平29・1・31を契機とした学説の議論状況について——

中島 美香

1. はじめに

近年、ニュースなどでインターネット検索結果の削除を求める裁判の報道が見受けられるようになった。そうした中、平成29年1月31日に最高裁は、インターネット検索結果の削除仮処分事件について、最高裁として初めてとなる判断を示した（最決平29・1・31平成28年（許）第45号、投稿記事削除仮処分決定、抗告棄却民集71巻1号63頁、判時2328号10頁、判タ1434号48頁）。同事件では原々決定が、「忘れられる権利」に言及して仮処分決定に対する検索事業者の異議を斥け、我が国で初めて「忘れられる権利」を認めた司法判断として報道され注目を集めたことから、最高裁が、「忘れられる権利」について判断を示す可能性も予想され、その意味でも注目されていた。

その関心の高さを反映して本件最高裁決定（以下「本決定」という。）に関しては、本稿の執筆時点ですでに数多くの評釈が公表されている。なお、検索結果の削除請求については、報道されたケースにとどまらず本決定以前から仮処分事件または本案事件の下級審裁判例が相当数存在することが知られている。しかし、その大半は判例集未登載・非公表であり、本稿の筆者は、その一部を除いてアクセスができていない。本稿では、本決定を手掛かりとして、本件事件に対する原審、原々審を含めた各司法判断を契機として公表された評釈そのほかの論文を参照しつつ、論点を整理して、学説の議論状況を検討することとしたい。

2. 事実の概要

X（仮処分申立事件・保全異議申立事件（原々審）債権者、保全抗告審（原審）相手方、許可抗告審抗告人）は、児童買春をしたとの被疑事実に基づき、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の容疑で平成23年11月に逮捕され、同年12月

に略式命令を受け罰金刑50万円を納付した。Xが上記容疑で逮捕された事実（以下「本件事実」という。）は逮捕当日に報道（判例集の記載からは明確でないが、新聞記事等マスメディアを指すと思われる）され、その内容の全部又は一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数回書き込まれた。Y（米国法人）は、インターネット検索サービスを提供する世界最大の検索事業者である。本件事件から3年以上を経過した仮処分申立当時、Yが開設する検索サイト「GOOGLE」で、Xが居住する県の名称及びXの氏名を入力して検索すると、その表示される検索結果中の49個の箇所（以下「本件検索結果」という。）では、そのウェブサイトのURLと共に本件事実を示す記事が、表題及びその内容からの抜粋（スニペット）（以下「URL等情報」と総称する。）に表示される。Xは、Yに対して本件検索結果の削除を求めて仮処分命令の申立をした。

さいたま地裁（さいたま地決平27・6・25判時2282号83頁）の仮処分決定に対してYが保全異議の申立を行ったが仮処分命令が認可されたため（さいたま地決平27・12・22判時2282号78頁）、Yが抗告した。保全抗告審（東京高決平28・7・12判時2318号24頁、判タ1429号112頁）は、原認可決定を取り消し仮処分命令を取り消した。Xが許可抗告したが、最高裁はこれを棄却した。

3. 最高裁決定要旨

「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである〔引用判例略〕。他方、(a)検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、(b)検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。」

以上を踏まえると、ある者のプライバシー記事等を掲載するウェブページのURL等情報（URL、ウェブサイトの表題、及び抜粋）を含む検索結果の提供が違法となるか否かは、「(c)当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。」

本件では、本件事実はXのプライバシーに属する事実であるが、児童買春行為が社会的非難の対象であり、罰則をもって禁止されていることに照らし、「今なお公共の利害に関する事項であるといえる。」また、本件検索結果がXの居住する県名とXの氏名を条件とした検索結果の一部であることなどからすると、「本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものである。」

「以上の諸事情に照らすと、…本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。」

((a)(b)(c)及び下線は、本稿の便宜上の符合であり、「」を付した部分は決定理由からの引用部分を、…（三点リーダー）は、引用中に省略を施したことを示す。）

4. 本決定をめぐる論点

(1) 被保全権利

Xは、仮処分申立において、被保全権利として「人格権としての更生を妨げられない権利」を主張したが、原審（抗告審）では、Xは、これを「忘れられる権利を一内容とする人格権」と再構成して主張した¹。原決定は、この主張について「しかし、相手方が主張する『忘れられる権利』は、そもそも我が国において法律上の明文の根拠がなく、その要件及び効果が明らかではない。これを相手方の主張に即して検討すると、…人の名誉又はプライバシーに関する事

1 原々審（保全異議審）は、「更生を妨げられない利益の侵害について」判示する中で、「一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有するというべきである。」と述べている。Xによる「忘れられる権利」の主張は、保全異議審が初出と思われる。

項が世間に広く知られ、又は他者が容易に調べることができる状態が永続することにより生じる社会生活上の不利益を防止ないし消滅させるため、当該事項を事実上知られないようにする措置…を講じることを求めることができると主張しているものである。そうすると、…その実体は、人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権と異ならないというべきである。」と判示して「忘れられる権利」の主張を斥けつつ、本件を名誉及びプライバシーを被侵害利益とする保全仮処分請求事件として判断した。そして、本決定は、「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである」と述べて被侵害利益としてはプライバシーを挙げて論ずるのみであり、「忘れられる権利」には言及しなかった²。

「忘れられる権利」は、後述するように、EU司法裁判所（The Court of Justice of the European Union）2014・5・13先決裁定³がグーグル（現地法人及び米本社）に対する、同権利に基づく検索結果の削除命令を認めたとの報道を嚆矢として日本でも注目されるようになり、以来、幾多の報道記事や学術的著作が公表されている。もっとも、法学界（法学者・法律実務家）内に限れば、本件事件に関して公表された論文を含めて、同様の権利概念をわが国にも導入することについては、総じて慎重な意見が優勢ないしは多数であるように思える⁴。そして、本決定が、本件事案の下での被保全権利を「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益」と定義して、もっぱらプライバシーの観点から論を展開していることも肯定的に捉えられている⁵。

（2）検索事業（者）の法的位置づけ

Yは、本件係争事件の当初から一貫して、検索結果は自動的かつ機械的に生成されるものであり、Yは原則として編集をしていないから、インターネット上の情報流通の「媒介者」にすぎない、と主張した。しかし、原々決定は、

2 X代理人による許可抗告理由は、判例集に全文が掲載されているわけではないが、殊更に「忘れられる権利」の主張をしていないようである。なお、名誉権については、裁判例を挙げて詳細な主張を展開しているが、最高裁は、それについても触れていない。

3 Case 131/12, Google Spain SL, Google Inc. v Agencia Española de Protección de Datos and Mario Costeja González, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:62012CJ0131&from=EN> (last visited Nov 25, 2018).

4 同旨、曾我部（文献リスト24）5頁、同（文献リスト25）3頁。

5 宇賀（文献リスト9）42頁、宍戸（文献リスト20）50頁、石井（文献リスト6）150-151頁。宇賀論文は、「石に泳ぐ魚」事件最高裁判決（最判平14・9・24判時1802号60頁）が名誉、プライバシー、名誉感情の侵害を理由とする差止めを認めたのに対して、本件最高裁決定は、「プライバシー侵害単独で差止めを認めうることを判示した最初の最高裁判例として位置付けうる」と指摘する。

「検索エンジンの仕組みそのものは、債務者が自らの事業方針に基づいて構成していることは明らか」であり、「それは機械的であっても編集作業」であるとして、本件検索結果の表示がYによる表現であることは否定できない、と判示した。抗告審として、結論的には同決定を取り消した原決定も、この点のY主張については、「本件検索結果が自動的かつ機械的に生成されるものであるとしても、それは抗告人が決めたアルゴリズムを備えたプログラムによるものであり、また、抗告人は、その提供する検索サービスの魅力（一覧性、信頼性、検索語との関連性等）を高めるため、検索語に関連する部分を正確かつ端的に抜き出してタイトル及びスニペットを生成するようプログラムを作成し作動させていると認められる。…また、抗告人が、その提供する検索サービスにおいてタイトル及びスニペットを表示することについて、リンク先のウェブページを参照するか否かの利用者の判断に資する意味もあると認められる。そうすると、実際の利用態様からは、タイトル及びスニペットが独立した表現として機能することが通常であるということが出来る。」と述べて、「抗告人は単なる媒介者で、名誉権侵害の責任を負うものではないという抗告人の主張を採用することはできない」と結論している。

本決定は、検索事業（者）について、検索サービスの手順（流れ）と、その際に用いられるプログラムの役割等を概観しているが（「決定要旨」下線(a)）、その趣旨は大意、原決定と同旨といてよい。もっとも、その結びにおいて「媒介者」の語は顕れていない一方、「表現行為」と言い切らずに「という側面」と語をつないでいる。この判示部分をどう読み解くかが問題となる。

従来、インターネット上での名誉等の人格権侵害事件において検索結果の提供が「表現（行為）」に該るかどうかは、媒介者論の可否の問題として論じられており、以下のような見解が提起されていた。

- (ア) 検索結果はあくまでリンク先ウェブサイトの表現を機械的に収集して表示したものに過ぎないから表現行為には該らず、検索事業者はリンク先ウェブサイトの表現者と検索事業の利用者をつなぐ「媒介者」としての役割を果たしているに過ぎない、という。本件事件のY代理人は、本決定後に表した論文において、本決定が「表現行為」と言い切らず、あえて「側面を有する」という修飾語句を付加して婉曲な表現を用いていることや、リンク先ウェブサイトの表現者等による伝統的な「表現行為」の場合とは異なる判断基準を採用した点に鑑みると、「その実質は『媒介者』であることを前提とした判断をしたもの」であると評価している⁶。

- (イ) 検索事業者は自らの表現行為として検索結果というコンテンツを表示し

6 古田（文献リスト45）14-15頁。

ているのであり、したがって、検索結果の表題、スニペット等のURL等情報に違法がある場合には、リンク先ウェブサイトの表現者が違法なコンテンツの削除義務を負うのと同じく、検索事業者は、検索結果について削除義務を負う、とする⁷。

- (ウ) 検索結果のURL等情報（中のタイトルやスニペット、サムネイル（画像））の表示がそれ自体で名誉・プライバシー侵害を生ずる場合と、（検索結果には侵害の事項は表示されないが）リンク先ウェブページに名誉・プライバシー侵害となる情報が含まれている場合とを分けて検討すべきとの指摘がある⁸。前者の場合には、スニペットやサムネイルを表示するアーキテクチャを作成したのが検索事業者であることなどを考慮すると、検索事業者を単なる情報の媒介者とみることが疑問であるが、後者の場合には、検索結果のリンク先ウェブサイトの情報について、検索事業者自身の表現とみることが困難であり、情報の媒介者として位置付けるべきであるとする。

以上の各見解は、その具体的結論としては、検索事業者は媒介者（独立の表現主体性を否定する）か、それ自身として表現者たる地位に立つとするかのいずれかに帰結する。これに対して、

- (エ) 検索事業者は、単なる媒介者にとどまるものではないが、他方で、典型的な表現者ともまた一線を画した、独自の表現者であるとする、以下の見解がある。

曾我部（文献リスト24）10-11頁は、本決定より前の公表論文において、下級審裁判例は、検索結果は検索事業者が開発したアルゴリズムに基づいて情報を選別しているから、編集に類似した判断を行っているという意味において情報媒介者であるとはいえないとの判断をしているが、それでは、検索事業者は情報発信者であるといえるかといえば、少なくとも典型的な情報発信者とはいえない、すなわち、検索結果として表示される情報は、すべて他のインターネットサイトからの抜粋・引用であること、また、検索事業者の意思が関わるのはアルゴリズムの開発までであって、個別の検索結果自体は検索事業者の意思に基づくものではなく、検索事業者とリンク先ウェブサイトとの関係を見れば、検索事業者はむしろ情報媒介者との共通点が多く見られる、と指摘する。以上から、同氏は、「検索事業者の責任を検討するにあたり、発信者／媒介者とい

⁷ 神田（文献リスト15）19頁。同氏は、本件事件におけるX代理人である。

⁸ 宇賀（文献リスト8）31-32頁。

う従来の地位の区別はあまり有効でないと考えるのがむしろ妥当ではないか」と述べていた。

宍戸（文献リスト20）51-52頁は、検索事業の場合には取材及び編集が介在しないが、その代わりにあるのが「検索事業者の方針」であり、そこには検索事業の性格上「一貫性」が求められるとし、本決定は、他ならぬ国家機関たる裁判所自身がその「一貫性」に干渉して削除を「余儀なく」することに、報道の場合とは異なる表現の自由の制約を見だし、単純な比較衡量よりも削除に慎重な基準を示したものと理解できるとした上で、これは、検索事業がそれ自体として表現者としての責任を負うというよりも、リンク先での人格権侵害に接近する補助的な手助けをしているという限度で人格権侵害の責任を負うことがあるに過ぎないという筆者（宍戸）のこれまでの理解と実質的には共通点が多いように思われる、と述べる⁹。

（3）責任論

Yは、上記（2）の主張と並んで、「債権者の救済手段としては、検索結果に表示されるウェブサイトの管理者への削除請求を原則とすべきであり、かかる救済手段が何らかの理由で困難である場合に限り、かつ、一見して検索結果に表示される内容により債権者の権利が社会的に許容されないほど大きく侵害されている場合にのみ、検索エンジンに対する請求が認められるべきである。」（仮処分申立事件）との主張を行っている。削除請求はまずリンク先ウェブページに対して行うことを原則とし、検索結果の削除は補充的な救済方法にとどまるべきとする、こうした見解は補充責任説と呼ばれるが、さいたま地裁（仮処分決定及び保全異議決定）はこの立論を認めず、抗告審では、この主張が正面から論じられた様子は（判例集の記載からは）うかがわれない。

本決定にもこれに直接言及するところはないが、端的に、次節（4）に述べる比較衡量の結果として「当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができる」と述べていることから推すと、検索事業者の削除義務を補充的なものとはしていないと思われる¹⁰。

9 石井（文献リスト6）149-150頁は、本決定はグーグルを表現主体であると断定したわけではないが、検索結果の削除は「検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った」、「一貫性を有する表現行為の制約である」と述べていることや、保全抗告審の判断を是認していることから、検索事業者を媒介者とは捉えていないと解される、と述べる。宇賀（文献リスト9）42頁も、同様の指摘をして「この点については、本決定により、判例上は決着がついたといえよう」と述べる。こうした理解は、本決定後の大勢であるといつてよい。

10 同旨、神田（文献リスト15）20頁、石井（文献リスト6）153頁、根本（文献リスト41）161-162頁。

もっとも、本件事件のY代理人は、本決定が、検索の公益的役割を認識した上で、「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」に削除を限定したことに注目して、「検索事業者の責任は限定されるべきである」と述べる¹¹。また、宇賀（文献リスト8）33頁は、検索事業が、「インターネット上の情報の拡散に決定的な役割を果たしており、かつ、リンク先の削除を優先すべきとする補充責任説が実効的権利救済を困難にすることに鑑みると、…リンク先のウェブページの情報が名誉毀損やプライバシー侵害に当たる場合、人格権侵害を理由として、リンクの削除を請求することは認められるべきである」とする¹²。

さらに、「忘れられる権利」の観点から、次のような見解がある。「忘れられる権利」は、ウェブ上に存在する情報自体の削除を求める権利ではなく、むしろ検索機能によって情報が拡散されることを防止することを主眼においた権利であり、したがって、「忘れられる権利」から観たときの問題は、検索結果（におけるURL等情報）の表示がプライバシー権を侵害するかどうかではなく、むしろ氏名検索により、プライバシー情報が半永続的に作出される自動的機械的な機能による情報の再公表と拡散そのこと自体がプライバシー権の侵害となることを理由とする削除請求の可否である、という¹³。

（4）違法性判断

本決定において最高裁は、検索結果の提供が違法か否かの判断（違法性判断）について、決定要旨下線(c)掲記のとおり判示して、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情との比較衡量によるべきこととした。

11 古田（文献リスト45）15頁。同旨、曾我部（文献リスト24）15頁、宍戸（文献リスト20）51-52頁。そのほか、総務省（文献リスト23）、ヤフー株式会社（文献リスト58、59）もこの立場に立つものである。

12 なお、宇賀は、本決定後の公表論文（文献リスト9）44-45頁で、元サイトの発信者が第一次的責任を負うべきであるが、しかし、情報の発信者情報を取得することが容易でないこと、ミラーサイトの存在や同内容の投稿等が更新されることが多いことなど、ネット上に拡散される情報を根絶することの実践的な困難さと、当該情報の検索を遮断することの実効性の高さを指摘して、「本決定は、補充責任論が検索サービスによる情報拡散の実態に適合するかに疑問を抱き、実効的権利救済の観点から補充責任論を採用しなかったのではないかと推測される」と指摘する。

13 宮下（文献リスト52）5頁。もっとも、同氏は上記に続けて、検索結果の表示を一つの表現と捉えて、「忘却の利益に関連するプライバシー権」を侵害する、という従来の法律構成を応用することによって、「忘れられる権利」を従来のプライバシー権としての人格権の文脈において議論することも十分可能であり、その限りにおいて、まったく新規な権利であるわけではない、とも付言する。

本決定の上記判示部分については、最判平15・3・14民集57巻3号229頁(長良川殺人報道事件)¹⁴の判示との類似性が指摘されている¹⁵。宇賀(文献リスト9)45-46頁は、検索事業(者)によるプライバシー侵害も、基本的には書籍によるプライバシー侵害と同様の判断基準で利益衡量が行われることになるが、検索事業の特性を踏まえる必要がある、と述べる。そして、原決定が、総合考慮における考慮要素の一つに、「検索サービスの重要性等」を追加していたのに対して、最高裁は、一般論として検索事業者の影響力を考慮すべきとしつつも、それを違法性判断における考慮要素には含めていないことを指摘する。もし本決定において検索サービスの重要性等を比較衡量の要素に含めた場合、人格権的な権利利益の保護範囲を狭めすぎることが懸念されたのではないかと推し量りつつ、他方において、削除の可否に関する判断が微妙な場合に安易に検索結果が削除されないように、最判平15・3・14の違法性判断の判示にはない明白性の基準を付加したものと考えられる、と指摘している。

本決定が、諸事情の比較衡量の「結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかかな場合には」(傍点筆者)違法性が認められる(削除請求できる)として、比較衡量という秤の目盛りの見方に限定を付したことに關しては、検索結果の表示によるプライバシー侵害の場合にも、従来の(紙媒体による)プライバシー侵害と同様の利益衡量が妥当することを基本としつつ、これに「明らか」を付加したことの意味は、必ずしも明らかでないとして、今後の下級審における判断の蓄積に委ねるとする論稿が多い¹⁶。そうした中で「明らか」という文言により積極的な意味を見出す見解として、以下のものがある。

- (ア) 本決定は「優越の明白性」を要求しているのであり、従来の裁判例で削除が認められていた「単なる優越」では足りないことをあえて明確に判示したものである、とする¹⁷。本件事件のY代理人は、最判昭61・6・11民集

14 同判決は、同事件におけるプライバシー侵害の違法性判断について、「本件記事が週刊誌に掲載された当時の被告人の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である」と判示した。

15 宇賀(文献リスト9)45頁、宮下(文献リスト52)4頁、古田(文献リスト45)17頁、神田(文献リスト15)22頁、ほか。

16 本文に挙げた宇賀のほか、高原(文献リスト27)85頁、石井(文献リスト6)152頁、宮下(文献リスト52)4頁、戸内(文献リスト20)51-52頁、鈴木(文献リスト21)1041頁。

17 古田(文献リスト45)16-17頁。

40巻4号872頁（北方ジャーナル事件）を挙げ、同判決は、公益目的でないことの「明白性」を求めたが、違法性を否定する要素が欠けることについて明白性を要求しているという点では、本決定と軌を一にしている、と指摘する。そして、いくつかの下級審裁判例を引用した上で、そのいずれでも、検索結果の表示自体が社会的相当性を逸脱したものである場合に限って検索結果の削除を認めているとの分析を示し、それらは本決定の「明らか」の運用においても大いに参考になる、としている。

- (イ) プロバイダ責任制限法上の「明らか」要件から類推して、違法性阻却事由の不存在を意味する、とする¹⁸。本件事件のX代理人は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）4条1項1号が、「権利が侵害されたことが明らかであるとき」として、本決定と同じく「明らか」という文言を使用していることに注目する¹⁹。そして、検索サイトの「支援する役割」の重要性に鑑みて、比較衡量の結果に「明らか」を追加した本決定の趣旨との共通性、及び、インターネットにおける被害救済という立法事実との共通性からすれば、本決定の「明らか」は、プロバイダ責任制限法4条1項1号の「明らか」と同じく、「違法性阻却事由の存在をうかがわせる事実の不存在」を意味すると考えるべきことになる、とする。
- (ウ) 検索事業者は、リンク先ウェブサイトでの表現の違法性に関わる具体的事情（例えば、真実かどうか）を知りえないから、検索結果の表示そのものから違法であることが「明らか」である場合に限って削除義務を負わせるべきである、とする²⁰。曾我部（文献リスト24）11-13頁は、本決定より前の公表論文において、本件の原々審と原審とが、いずれも判断枠組みとしては比較衡量論を採用しながら、結論が分かれた点を指摘する。そして、東京地判平25・5・30（判例集未登載）の「被告グーグルリンクが本件検索結果を表示したことにより原告の名誉又はプライバシーを侵害しており

18 神田（文献リスト15）21頁。

19 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）4条1項1号は、特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（プロバイダ）に対する発信者開示請求の要件として、「侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」（傍点筆者）と定めている。総務省総合通信基盤局消費者行政課（文献リスト22）65-67頁によると、発信者情報は発信者のプライバシー及び表現の自由の利益と被害者の権利回復を図る必要性との調整を図るべく、その権利が侵害されたことが「明らか」であることを要件として定めることとしたとし、ここでいう「明らか」とは、権利の侵害がなされたことが明白という趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味する、とする。

20 曾我部（文献リスト24）11-13頁、曾我部（文献リスト25）58頁。

違法であるとされるためには、検索結果の表示自体から、表示されたウェブページの内容が、原告の名誉又はプライバシーを侵害するもので違法性阻却事由の有無の点等を含めて社会通念上容認できないものであることが一見して明らかであり、かつ、原告から検索結果の削除等の申し出等を受けることなどによって、被告グーグルリンクにおいて、当該ウェブページの内容が原告の名誉又はプライバシー侵害である違法なものであると認識したにもかかわらず放置していたことを要する」(傍点筆者)との判示を引用して、判断枠組みとして妥当であるとしている。その理由として、比較衡量論は、典型的な情報発信者を想定したものであり、検索事業者のような実質的には情報発信者とはいえない主体については適合的でないとする一方、明白性基準は、検索事業の特性を踏まえた判断枠組みである、とする。同氏は、本決定後の論文で、発信者によるプライバシー侵害の判断方法を、検索結果の提供によるプライバシー侵害の判断に転用することには無理がある、とも指摘している²¹。

そのほかにも「明らか」に関しては、

- (エ) 本件事件は仮処分事件であるところ、本案訴訟であれば差止めが否定され得る場合にも、仮処分では差止めが認められてしまうことが、表現の自由に対する過度の制約になり得ることを考慮して、「明白性」を要求すべきとするもの²²、
- (オ) 最判平成6・2・8(「逆転」事件)が損害賠償請求の場合に単に「優越するとき」としていたのと比較して、差止請求や削除請求の場合は、事後的な損害賠償請求の場合とは基準が異なるとして、「明白性」を要求したとするもの²³、

などの見解が提示されている²⁴。

21 曾我部(文献リスト25)58頁。

22 村田(文献リスト56)346頁。

23 高部(文献リスト28)74頁。

24 本文に挙げた諸見解が該文言に積極的な意味を読み取ろうとしているのに対して、「根源的な疑念」を向ける見解がある。根本(文献リスト41)169-170頁は、ある事実が公表されない利益とそれが公表される理由との比較衡量において、前者の後者に対する優越が「明らか」であることは、差止請求権の成否に関する判断にとっては不要であるとする。

5. 検討

(1) 本決定は、Xが被保全権利として主張する人格権ないし人格権的利益を「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益」と定義したが、名誉権には言及しなかった。新聞雑誌や書籍等の紙媒体の場合には、真実性の裏付けも含めて編集作業が行われていることを前提として、名誉毀損の違法性が評価される。一方、検索事業者は、検索結果を提供するにあたり、リンク先ウェブページの表示内容に関して真実性の裏付けを行うことはできない。検索事業者は、それ自体が第一次的表現を行うわけではなく、ウェブページの作成者や掲示板等への書込者がインターネット上に表示した情報を網羅的に収集・蓄積しリスト化して、検索者の入力するキーワードに応じて一覧表示し提供することによって、検索者が当該情報へアクセスする機会を飛躍的に高めるとともに、当該情報がインターネット上で拡散することを可能にする役割を果たすものである。検索事業者のこうした行為は、これを「表現行為」と銘打つかどうかはともかく、従来の紙媒体による情報の提供とは行為の性質が決定的に異なっているが、「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益」の侵害態様としては、両者に本質的な差異は見いだせない。すなわち、①私生活上の事実または事実らしく受け取られるおそれがあること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないと認められることがらであること、③一般の人々に未だ知られていないことがらであることの各要件（東京地判昭39・9・28「宴のあと」事件判決判旨）を基準として侵害の恐れ（保全の必要性）が判断される。そのように考えれば、本決定が、被保全利益として、名誉には触れず、もっぱらプライバシーを取り上げたことは首肯できる。原決定は、Yの主張に答えるかたちで、(URLではなくタイトル及びスニペットに限定して) 名誉侵害該当性を吟味しつつ、その真実性、公益目的性を認定して、この点の主張を否定した。しかし、真実性（信ずる相当性を含む）と公益性は、そのいずれも検索事業者が独立に吟味判断することでも、また、できる（さらに、その負担を課すべき）ことでもない。検索事業者の責任判断に名誉侵害の枠組みを当てはめるのは、そもそも無理があるといわざるを得ない。

一方、Xが主張した「更生を妨げられない利益」について、原々決定（さいたま地裁）は、「忘れられる権利」と言い換えて削除請求を認めた。しかし、「更生を妨げられない利益」が保護法益たりうことは、「逆転」事件最高裁判決以来確立している。さいたま地裁が、なぜことさらにこのような言い換えを

行ったのかは定かではない²⁵。

わが国で「忘れられる権利」が最初に耳目を引くきっかけとなったのは、EU司法裁判所2014・5・13先決裁定である²⁶。同事件で、私人に関する過去の不利益情報を掲載するウェブサイト——私人についての、社会保険料徴収のために差押え・不動産競売手続が行われるとの公告を載せた16年前のスペイン有力新聞紙ウェブサイト——を表示するグーグル検索結果の削除を命ずるスペインデータ保護局の決定の可否が判断され、裁判所は、欧州連合基本権憲章及び個人データ保護指令に基づき、削除命令は適法であるとの裁定を下した。EU司法裁判所が示した「忘れられる権利」は、伝統的なプライバシー侵害の事案でも問題となりうるが、そうした枠組みに収まらない問題状況を含む（同事件では、データ保護局によりリンク先ウェブサイト自体の削除請求を認めない決定がなされ、スペインの国内裁判所で確定している）。「忘れられる権利」が固有の意味を持つとすれば、表示される事実や内容それ自体の当否（権利又は保護法益侵害性）の問題としてではなく、単に情報の経年性（古さ）ないし陳腐化を理由として、その削除、あるいは、検索結果の表示の差止めが請求されるような場合であると考えられる²⁷。

25 安藤（文献リスト1）98頁は、本決定より前の公表論文において、『忘れられる権利』は、憲法13条の人格権のひとつとして、犯罪歴がある者でも、所定の刑罰を果たした後は私生活を平穩にすごし、更生を妨げられない法的利益を有することから、犯罪後刑罰を受け相当の期間が経過した後は、正当な理由なく犯罪歴が開示されない権利を認めるものである。そのような意味で、『忘れられる権利』は私生活が尊重される権利に根ざしており、内容自体は新しいものではない』と述べる。

26 前掲注4。同先決裁定を紹介するものとして、石井（文献リスト5）、今岡（文献リスト7）、中島（文献リスト31、36）、中西（文献リスト37）、中村（文献リスト38）、羽賀（文献リスト44）、宮下（文献リスト49、50）、森（文献リスト57）、山口（文献リスト60）。

27 EU司法裁判所は、その先決裁定の中で、「検索事業者は、一定の状況においては、人名の検索に続いて表示される検索結果のリストから、第三者によって公表された、当該個人に関する情報を含むウェブページへのリンクを削除する義務を負う（指令12条第(b)項及び14条第(a)項）。氏名または情報が当該ウェブページから事前あるいは同時に消去されないような事案においても、さらに、事案によっては、当該ウェブページにおける公表それ自体は適法な場合であってすら、削除の義務を負う」、と述べている（中島（文献リスト36）4781の3）。そして、「データ主体が、ウェブページ上に現れる自己の情報について、一定期間経過後に、一個人としては『忘れられる』ことを望んでいる場合に、もし、検索結果のリストの中にこれらのリンクを含むことが、現時点において、EUデータ保護指令に抵触するものと認められる場合には、検索結果のリストの中のリンクや情報は消去されなければならない。事案をめぐる一切の事情を勘案して、データが処理された際の目的との関係、及び、これまでに経過した時間に照らして、当該データが『不十分となり、不適切であるかもしくは（当初の）適切性を喪失していたり、あるいは、過剰となっている』（指令6条第(c)(d)(e)項）場合、当初は適法に行われた正確なデータ処理であっても、時の経過とともに、EUデータ

本決定は、「忘れられる権利」に言及しなかったが、削除を認めなかった原決定を支持してXの抗告を棄却する結論だったので、最高裁としては言及する必要がなく、従来の枠組みの中で判断すれば足りたといえる。しかし、原決定は、「忘れられる権利」が認められない理由を具体的に述べている。最高裁が、独自に「忘れられる権利」論を展開するのではなく、原決定の判旨を引用することも可能だったはずである。その「沈黙」から、最高裁が当面の態度表明を差し控えたと評することも可能かもしれない²⁸。

抗告審は、本件犯行は、その発生から既に5年が経過しているものの、氏名及び住所地の県名により検索し得るものであり、「そもそも現状非公知の事実としてプライバシーといえるか否かは疑問である」と述べている。しかしながら、本件でXが求めているのは、非公知化への権利である。「5年も経ったのだから、もういいでしょう」という訴えである。「忘れられる権利」は、「埋もれた事実を掘り起こすな、積もった埃を振り払うな」に止まらず、「埋もれさせよ、人の耳目から在処（ありか）を隠せ」との訴えまでを包摂する。これは、これまでのプライバシー保護概念に収まりきらない、新しい権利の提案である。この意味で、原審の上記「疑問」は、Xの真意を捉えていない。「忘れられる権利」の新規性は、「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益」ではなく、「本人が望まない事実を非公表にする利益」にある。

(2) 本決定は、媒介者にすぎないとのY主張に対して、直接答えるところはなかったが、検索結果の提供は検索事業者自身による「表現行為という側面を有する」と判示した。他方で、「検索事業者の特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされる」ことは、検索サービスがインターネット上の情報流通基盤として果たしている「大きな役割」に対する制約でもあると説示している（最高裁決定要旨下線(b)）。こうした判示から、最高裁は、従来の「表現者」か否かとの二分論から離れて、検索事業者にリンク先ウェブサイトとは異なる表現者性を認める考え方へとシフトしたと見ることができそうである。

(3) 削除の具体的内容、範囲、方法が何であるのかは、違法性判断の枠組み

保護指令に抵触することになることもある。そのような権利を認めるために、検索結果のリストの中に当該情報を含むことが、データ主体に侵害（prejudice）を生ずることは必ずしも必要ではない、ということも指摘されるべきである」、とも述べている（中島（文献リスト36）4781の4）。

28 宮下（文献リスト53）84頁は、最高裁が「忘れられる権利」へ言及しなかったのは、「忘れられる権利」に関する将来の議論の芽を摘むような判断を避けたとみることができる、とする。

としての比較衡量を行う上で、極めて重要であろう。例えば、タイトル、スニペット部分のみを非表示とするのと（それが、システムの容易であるのかどうかは別である。なお、URLだけを残すのは、却って利用者の好奇心を煽ることになりかねないとの指摘もある²⁹⁾）、URL（ウェブページの所在）を削除するのとは、利益衡量は同じではないはずである。本件仮処分命令は、「債務者は、別紙検索結果目録にかかる各検索結果を仮に削除せよ。」との一文があるのみである。素直に文言の意味を取れば、URL等の削除、すなわち検索結果として当該URL等が表示されなくすることを意味すると取れる。実際、原決定が、「本件検索結果に記載されたリンク先のウェブページは、タイトル及びスニペットの記載自体 [目録番号略]、証拠 [書証番号略] 並びにそのURLから、インターネット上のいわゆる電子掲示板であると認められることから、本件犯行とは関係のない事実の摘示ないし意見が多数記載されているものと推認される。そうすると、元サイトの管理者に対して個別の書き込みの削除を求めるのではなく、本件検索結果に係るリンク先のウェブページを検索結果から削除し、又は非表示の措置をすることは、検索サービス事業において原告人が大きなシェアを有していることや、インターネット上のサイトのURLを直接発見することが極めて困難であることに照らせば、それらに対する公衆のアクセスを事実上不可能にするものと評価することができ、看過できない多数の者の表現の自由及び知る権利を侵害する結果を生じさせるものと認められる」（傍点筆者、なお、該引用部分はLEX/DB25543332に掲載されている）と判示しているところから推すと、抗告審はこのような意味と理解して、本件仮処分命令の当否を判断したごとくである。

もっとも、許可抗告理由において、X代理人は、「申立書に指定している検索キーワード以外の検索キーワードで検索すれば、当該ウェブページへ到達するよう設定できるのだから、『表現の自由及び知る権利への影響』は小さい。当該ウェブページへの到達を制限されるのは、仮処分申立書別紙投稿記事目録記載の検索キーワードによる検索結果だけである」と述べて、原決定は「仮処分命令申立書別紙投稿記事目録が、検索キーワードを限定している点について、看過しているか、過小評価しているものと考えられる」と反論している。その主張によれば、Xが求めるのは、「氏名と住所の県名」を検索条件として得られる検索結果からの削除であって、当該ウェブページへのリンクが一切検索対象から除外されることまでを求めていたわけではなかったのかもしれない（もっとも、仮処分命令が、そのような限定を付すものであったのかどうかは、目録が非掲載なので、筆者としては判断することができない）。削除対象としてリストアップされた49件のURL（ページ）がどのようなものかは具体的に知り

29 高原（文献リスト27）85-86頁。

えないが、原審の認定によれば、本件検索結果に記載されたリンク先のウェブページは、電子掲示板であるとされる。それがいわゆる「スレッド」をいうのであれば、当該ページは、多数者が自由に書き込みをしていく、終わりのないやり取りの連なりである。そこには、必ずしも削除請求の理由とされた事項に留まらない、複数の雑多なテーマが語られているのかもしれない³⁰、しかし、削除請求が容れられれば、当該スレッドにリンクするURL全てが削除されることにもなりかねない。原決定の「そうすると、…看過できない多数の者の表現の自由及び知る権利を侵害する結果を生じさせるものと認められる」との指摘は、適切であり極めて重要である。

最高裁が、本決定で、長良川事件最高裁判決に基づく紙媒体を前提とした比較衡量の基準を採用した上で、「明らか」を追加した点は注目される。検索事業者が「表現者」の新たなカテゴリーをなすことになるのかは、同文言の解釈運用にかかっている。その意味で、学説による理論構築が期待される一方、裁判例の動向も注目される。

なお、最後に本決定の具体的結論について付言すれば、本事案は過去の児童買春容疑での逮捕に関する事実を含むウェブサイトの検索結果の削除請求の申立てであったところ、前科や過去の犯罪歴に関わる事実を検索結果として提供することはプライバシー権の侵害に当たる可能性がある。しかし、原決定の時点においても犯行からまだわずか5年程度の期間が経過しているに過ぎないことに鑑みれば、本件犯行はいまだ公共の利害に関わる事項であり、検索結果から安易に削除されるべきものとはいえないとするのが、筆者のみならず大方の評価であろうと思われる。本決定の結論は事案において妥当であったのみならず、その理由において殊更に「忘れられる権利」に言及しなかったことも首肯できるところである。

文献リスト

1. 安藤均『『忘れられる権利』は新しい人権か～『忘れられる権利』をめぐるプライバシーの検討～』旭川大学経済学部紀要76号71頁（平成30年3月）
2. 安藤均「検索サービスで表示された犯罪歴についての削除請求が認められなかっ

30 原々審（保全異議審）において、Yは、「本件検索結果は、単に児童買春の罪で逮捕されたとして具体的な行為態様の記載がないもの〔目録番号略〕、そもそも児童買春の罪で逮捕されたか否かが明らかでないもの〔同〕」など表示されている内容も一様でなく、また、検索結果の表示される状況も、特殊なキーワードの入力（債権者の氏名に加え住所地の県名も検索キーワードに加えること）が必要な上、無数に表示される検索結果の下位の方に表示され、およそ人目に触れる可能性が低い態様であるものなど一様でないため、本件検索結果によって人格権が侵害されるというのであれば、個々の表示内容がなぜいかなる人格権を侵害するといえるのか、各検索結果の内容、表示される状況等により、個別に判断しなければならない」と主張している。

- た事例—最高裁平成29年1月31日 第三小法廷決定—」旭川大学経済学部紀要76号101頁 (平成30年3月)
3. 石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来 世界的潮流と日本の将来像』勁草書房 (平成26年7月)
 4. 石井夏生利, 神田知宏, 森亮二「鼎談 検索結果削除の仮処分決定と企業を含むネット情報の削除実務」NBL1044号7頁 (平成27年2月)
 5. 石井夏生利『「忘れられる権利」をめぐる論議の意義』情報管理2015年58巻4号271頁 (平成27年7月)
 6. 石井夏生利「グーグル検索結果削除請求事件最高裁決定」判例時報2353号148頁 (平成30年2月)
 7. 今岡直子『「忘れられる権利」の適用範囲—EUとGoogleの見解』カレントアウェアネス-E 276号 (平成27年2月)
 8. 宇賀克也『「忘れられる権利」について—検索サービス事業者の削除義務に焦点を当てて』論究ジュリスト2016年夏号24頁 (平成28年8月)
 9. 宇賀克也「情報公開・個人情報保護実務セミナー44 検索サービス事業者の削除義務—最決平成29・1・31民集71巻1号63頁を契機に」季報情報公開・個人情報保護2017年66巻25頁 (平成29年9月)
 10. 奥田喜道編『ネット社会と忘れられる権利 個人データ削除の裁判例とその法理』現代人文社 (平成27年10月)
 11. 奥田喜道「グーグル検索結果の削除を命じる仮処分決定を取り消した決定」TKCローライブラリー新・判例解説Watch◆憲法116号1頁 (平成29年4月)
 12. 小倉秀夫「自動収集された違法コンテンツについての検索サービス提供者の義務および責任」法とコンピュータ28号39頁 (平成22年7月)
 13. 上机美穂「検索エンジンの検索結果による逮捕歴報道と『忘れられる権利』」TKCローライブラリー新・判例解説Watch◆民法 (財産法) 125号1頁 (平成28年12月)
 14. 神田知宏『ネット検索が怖い 「忘れられる権利」の現状と活用』ポプラ社 (平成27年5月)
 15. 神田知宏「検索結果削除請求の実務と課題—最高裁平成二九年一月三十一日決定を踏まえて」判例時報2328号19頁 (平成29年6月)
 16. 神田知宏「最高裁平成29年1月31日決定の論点と解説」『〈特集〉インターネット検索サービスの表示削除を巡る諸問題』LIBRA 2017年10月号5頁 (平成29年10月)
 17. 栗田昌裕「検索エンジンの管理者に対して検索結果の削除を命じる仮処分決定が認可された事例」判時2305号148頁 (平成28年11月)
 18. 小向太郎『「忘れられる権利」と米国通信品位法』情報処理学会研究報告Vol. 2015-EIP-69 No.15 (平成27年9月)
 19. 宍戸常寿, 門口正人, 山口いつ子「鼎談 インターネットにおける表現の自由とプライバシー—検索エンジンを中心として」ジュリスト1484号68頁 (平成27年9月)

検索結果の削除と忘れられる権利（中島）

20. 宍戸常寿「検索結果の削除をめぐる裁判例と今後の課題」情報法制研究1号45頁（平成29年5月）
21. 鈴木秀美「検索サービスにおける表現の自由とプライバシー」ジュリスト1507号101頁（平成29年6月）
22. 総務省総合通信基盤局消費者行政課『改訂増補版 プロバイダ責任制限法』第一法規株式会社（平成26年3月）
23. 総務省「インターネット上の個人情報・利用者情報等の流通への対応について ICTサービス安心・安全研究会 報告書」（平成27年7月）
24. 曾我部真裕「日本における『忘れられる権利』に関する裁判例及び議論の状況」江原法学49巻1頁（平成28年10月）
25. 曾我部真裕「『検索結果削除』で最高裁が初判断 表現の自由を尊重、検索事業者の義務は限定的に」新聞研究789号56頁（平成29年4月）
26. 高橋未紗「検索サービスに対する削除請求権の推移」〈特集〉インターネット検索サービスの表示削除を巡る諸問題」LIBRA 2017年10月号2頁（平成29年10月）
27. 高原知明「検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合〈最高裁重要判例解説〉」Law & Technology 76号81頁（平成29年7月）
28. 高部真規子「検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合（平成29・1・31最三小決）〈民事法判例研究会判例研究〉」法の支配187号67頁（平成29年11月）
29. 道垣内弘人, 山本和彦, 小粥太郎, 中原太郎, 岸日出夫, 山田真紀, 朝倉佳秀, 武部知子「インターネット上の表現に関する名誉毀損訴訟・発信者情報開示訴訟」論究ジュリスト2017年春号110頁（平成29年4月）
30. 中島美香「Googleの検索サジェスト機能をめぐる訴訟の動向と影響について」InfoCom REVIEW 63号58頁（平成26年7月）
31. 中島美香「グーグルの検索サービスと忘れられる権利～最新のEU司法裁判所判決（スペインの事例）を題材に～」InfoComニューズレター（平成26年6月）
32. 中島美香「検索サイトに対して検索結果の表示の差止めを認めなかった地裁判決の紹介～京都地裁平成26年8月7日判決について～」InfoComニューズレター（平成26年9月）
33. 中島美香「『忘れられる権利』判決後における最新の動向の紹介」InfoComニューズレター（平成26年11月）
34. 中島美香「『忘れられる権利』に基づく削除の地理的範囲について」InfoComニューズレター（平成27年9月）
35. 中島美香「『忘れられる権利』のフォローアップ～EUデータ保護規則案における規律と日本における議論状況～」InfoComニューズレター（平成27年9月）
36. 中島美香「検索サービスと忘れられる権利—Google Spain SL and Google Inc. v. Agencia Española de Protección de Datos (AEPD) and Mario Costeja González事件

- EU司法裁判所先行判決(2014年5月13日)を題材に一『情報ネットワークの法律実務』9-19, 4781頁(平成28年7月)
37. 中西優美子「Googleの『忘れられる権利(削除権)』」自治研究90巻9号96頁(平成26年9月)
 38. 中村民雄「忘れられる権利事件」法律時報87巻5号132頁(平成27年5月)
 39. 成原慧「情報流通の媒介者と表現の自由」Nextcom 21巻60頁(平成27年3月)
 40. 成原慧『表現の自由とアーキテクチャ 情報社会における自由と規制の再構成』勁草書房(平成28年6月)
 41. 根本尚徳「検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合」民商法雑誌154巻1号150頁(平成30年4月)
 42. 野澤正充「『忘れられる権利』(droit à l'oubli)とプライバシーの保護[欧州司法裁判所2014.5.13判決]」Law and Technology 70号50頁(平成28年1月)
 43. 野々村和喜「検索事業者に対する検索結果の削除請求が認められる場合の判断基準」私法判例リマークス56号6頁(平成30年2月)
 44. 羽賀由利子「『忘れられる権利』—忘れることを忘れた世界の新たな権利」コピライト2015年11月号44頁(平成27年11月)
 45. 古田啓昌, 赤川圭, 早川晃司「投稿記事削除仮処分命令申立事件—最高裁平成二九年一月三十一日決定に対する評価と今後の課題」判例時報2328号14頁(平成29年6月)
 46. 別所直哉「Illustration of the right to privacy in Japan」Privacy Laws & Business International Report 2014年10月号27頁(平成26年10月)
 47. 松尾剛行『最新判例にみるインターネット上のプライバシー・個人情報保護の理論と実務』勁草書房(平成29年7月)
 48. 松本和彦「忘れられる権利をめぐる仮処分保全抗告事件」法学教室434号161頁(平成28年11月)
 49. 宮下紘『プライバシー権の復権—自由と尊厳の衝突—』中央大学出版部(平成27年7月)
 50. 宮下紘「忘れられる権利と検索エンジンの法的責任」比較法雑誌50巻1号35頁(平成28年6月)
 51. 宮下紘『事例で学ぶプライバシー』朝陽会(平成28年7月)
 52. 宮下紘「忘れられる権利」判例時報2318号3頁(平成29年3月)
 53. 宮下紘「Google検索結果削除請求をめぐる最高裁決定—判断枠組みと『忘れられる権利』の動向」ビジネス法務2017年6月号81頁(平成29年6月)
 54. 棟居快行「検索エンジンと『忘れられる権利』の攻防」法学教室441号46頁(平成29年6月)
 55. 棟居快行, 富田寛之, 神田知宏, 高橋未紗「座談会 最高裁平成29年1月31日決定の検討と課題」『〈特集〉インターネット検索サービスの表示削除を巡る諸問題』LIBRA 2017年10月号8頁(平成29年10月)

検索結果の削除と忘れられる権利（中島）

56. 村田健介「プライバシー侵害による差止請求権と『忘れられる権利』—最決平29・1・31を踏まえて—」岡山大学法学会雑誌67巻2号33頁（平成30年12月）
57. 森亮二「ネットに載せる権利，載せられない権利」ビジネス法務15巻7号4頁（平成27年7月）
58. ヤフー株式会社「検索結果とプライバシーに関する有識者会議 報告書」（平成27年3月）
59. ヤフー株式会社「検索結果の非表示措置の申告を受けた場合のヤフー株式会社の対応方針について」（平成27年3月）
60. 山口いつ子「EUにおける『忘れられる権利』と検索エンジン事業者の個人データ削除義務—グーグル・スペイン社事件EU司法裁判所2014年5月13日先決裁定を手掛かりにして」『情報通信法制の論点分析』別冊NBL153号181頁（平成27年12月）

本稿は平成30年7月に脱稿した。

* * *

なかしま みか（株情報通信総合研究所法制度研究部主任研究員，
本学法学研究科博士課程後期満期退学）